

相続に伴う預金の地域間流入

—各都道府県の死亡状況、親の家族構成・子供世帯の所在地分布、保有預金残高から試算—

信金中央金庫 地域・中小企業研究所主任研究員

峯岸 直輝

(キーワード) 相続、遺産、預金、人口移動、人口動態、生命表、世帯構造、地域間流入

(視 点)

地域金融機関の経営環境は、人口減少や超低金利の長期化などを背景に、厳しさが増している。特に、若年層の都市部への転出が著しい地域は、高齢者の死亡に伴う相続で、子供世帯が住む都市部へ預金流出する懸念が強い。相続に伴う預金の地域間移動を把握することは、地域金融機関の収益の源泉である預金に関わる重要テーマと考えられる。そこで本稿では、各都道府県の死亡状況、親の家族構成や子供世帯の所在地分布、保有預金残高などの地域特性を考察し、相続預金の地域間流入を試算することで、地域における預金動向について展望する。

(要 旨)

- 日本の平均寿命は男81歳、女87歳で長寿化が著しい。女性は90～94歳での死亡が多く、この年齢層の子供は60～70歳代に達しており、**老老相続**で相続預金は高齢者間で循環する。
- 15→20年の5年間の死亡数は700万人弱と見込まれる。男性死亡者の4分の3は15年時点で妻が存命であるが、夫に先立たれて単身で亡くなる女性は約100万人と試算される。女性死亡者の約80万人は子供世帯に同居しており、子供と同居や近居で暮らす母も少なくない。
- 東北・甲信越・北陸・山陰等の日本海側の地域で母の子供世帯との同居が多く、相続預金の地元滞留にプラスに寄与するものと見込まれる。一方、北海道・北東北や西日本は、単独世帯・施設等で暮らす母の死亡も多く、相続預金が地元から流出しやすい側面がある。
- 愛知県等の都市圏中心部に住む親は、子供世帯が県外にいる割合が低い半面、都市圏周辺部は、子供世帯がその中心部で暮らす割合が高い。東日本は南関東、中国・四国は近畿、九州は南関東や近畿へ子供が転出する傾向が強い一方、北海道・沖縄の遠方地域は県外への転出が比較的少ない。また、総じて父の死亡後に子供世帯が母の近くに住む傾向が見受けられる。
- 二人以上世帯の預貯金残高は世帯主年齢60歳以上で1,351万円、60歳以上の単身世帯は男928万円、女983万円である。北陸・山陰などは共働き世帯比率が高く、妻名義の預金額が多いものと推測され、母の死亡時に相続される預金額は他の地域より多いものと見込まれる。
- 地域単位でみると、15→20年の5年間の死亡によって、南関東と近畿へ他の地方圏から2.2兆円の相続預金が純流入すると試算される。東北・北陸・中国・四国では相続預金の1割強が純流出するおそれがあるが、対個人預金残高比では1.0%前後の純流出と見込まれる。
- 営業エリアが狭域な金融機関は、個人預金の流出圧力が強いと推測され、高齢の母や子供の生活を支える利便性の高い金融サービス・商品の提供等での囲い込みが必要である。今後は、都市部で死亡数が増えるため、都市部で相続預金の業態間・金融機関間移動が活発化しよう。

1. 問題意識

地域金融機関を取り巻く経営環境は、営業エリア内の人口減少、住民・就業者の高齢化、産業の空洞化、超低金利の長期化などを背景に、厳しさが増している。特に、人口減少が進んでいる地域では、若年層の都市部への転出などで預金者に占める高齢者の割合が高く、高齢者の死亡が増えれば、相続時に子供世帯が暮らす都市部への預金シフトに拍車がかかるとおそれがある。このような地域では、金融機関の収益の源泉となる預金残高の減少が懸念されるため、相続に伴う預金の地域間移動の構造を把握することは、地域金融機関の収益基盤に関わる経営上の重要テーマであると考えられる。

そこで本稿では、まず、各都道府県の親の生存・死亡状況、親の死亡時の家族構成や子供の所在地の分布状況、世帯の保有預金残高など、各都道府県の世帯構造や資産状況などの地域特性について考察する。そして、これらのデータに基づいて、父母が死亡した際に、相続資産の中で流動性が高い預金が、どの程度自地域内に滞留したり、地域間で流入したりするのかを試算することで、先行きの地域金融機関の預金動向について展望することを目的としている。

2. 全国および都道府県別の死亡状況

相続に伴う預金等の資産の移転は、人の死亡によって生じるが、日本人の死亡数は、17年の1年間で134万397人（厚生労働省『人

口動態調査』）に達した。一方、出生数は94万6,065人で、自然増減数は△39万4,332人となり、国外との人口移動がないと1年間に40万人規模で日本人人口は減少する。

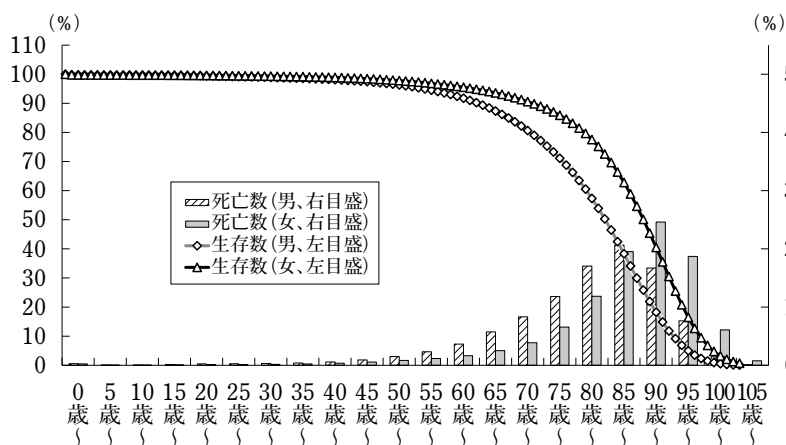
人口1,000人当たりの死亡率は10.8‰（パーミル）であり、6.0‰程度だった1980年代前半から上昇基調で推移するなど、死亡数や死亡率は拡大の一途をたどっている。国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、将来的には、2040年に日本人の死亡数は166.6万人、死亡率は15.5‰に達する。都道府県別に17年の死亡率をみると、秋田県が15.5‰で最も高く、島根県・高知県（14.3‰）、山形県（14.0‰）、青森県・岩手県・徳島県（13.8‰）と続く。これらの地域は高齢化率（65歳以上人口割合）が高く、秋田県が33.8％で1位、高知県が32.8％で2位、島根県が32.5％で3位と上位を占める（15年）。一方、死亡率が最も低いのは沖縄県の8.4‰であり、東京都（8.8‰）、神奈川県（8.9‰）、埼玉県・愛知県（9.2‰）と都市部で低い。

日本の死亡率は上昇しているが、これは死亡率が高い年齢層の人口割合が少子高齢化で高まっていることに起因する。年齢構成の差異の影響を除いた年齢調整死亡率（85年モデル人口基準）をみると、17年は男性4.7‰、女性2.5‰で過去最低水準にある。日本は長寿化が進展しており、17年の厚生労働省『簡易生命表』によると、平均寿命は男性81.09歳、女性87.26歳で過去最高を更新した。男性は84歳、女性は90歳まで半数の人が生き残る時代になっている（寿命中位数、

図表1)。どの年齢階級で死亡数が多いのかをみると、男性は85～89歳で約20%、女性は90～94歳で約25%が死亡する状況にある。男性は80～94歳、女性は85～99歳に5～6割の人が亡くなり、この年齢層で死亡する人が集中している。

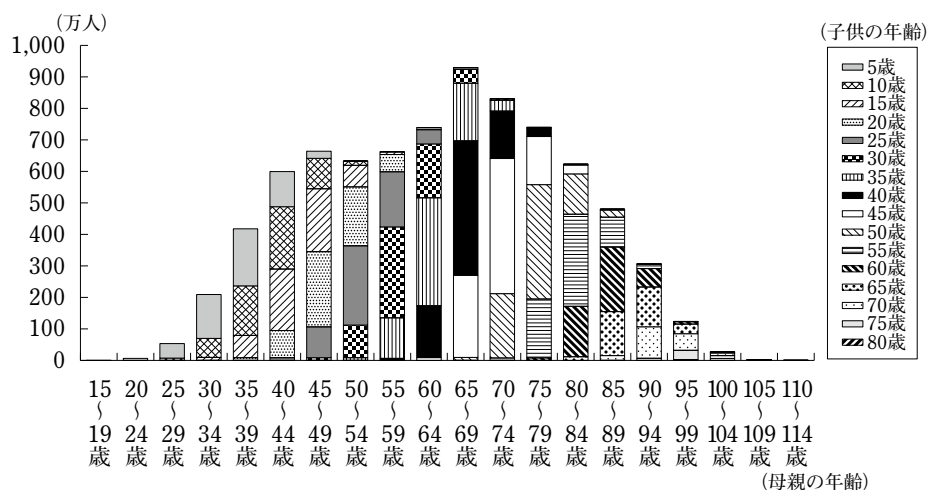
また、母親が死亡した時に、その遺産が何歳の子供に相続されるのかをみるために、厚生労働省『人口動態調査』や『生命表』の数値に基づいて、存命中と推測される母親が産んだ子供の年齢別人数（全国）を試算した（図表2）。女性は死亡数の4分の1が90～94歳

図表1 年齢階級別の生存数・死亡数（17年、全国）



- (備考) 1. 生存数は、調査年の死亡状況に基づくと、出生者が当該年齢までに何%生きるのかを示す。死亡数は、調査年の死亡率に基づくと、出生者100人のうち、当該年齢での生存者が1歳年をとる前に何人が死亡するのかを示しており、実際の死亡数を示していない。
2. 厚生労働省『平成29年簡易生命表』より信金中央金庫 地域・中小企業研究所が作成

図表2 母親の年齢に対する子供の年齢別人数（存命中の母・子）



- (備考) 1. 子供は2016～20年不到達する年齢を示しており、母親の年齢階級はその子供を産んだ時の母親の年齢+その子供の到達年齢とした。例えば、1973年に26歳の女性が子供を産んだ場合、子供は45歳に到達するので、母親は70～74歳の階級に計上される。
2. 厚生労働省『人口動態調査』の母親の年齢別出生数から、便宜的に『第22回生命表』の生存数を用いて存命中の母親と子供の人数を試算した。そのため、実際に存命中の母親と子供の数とは異なることに留意を要する。
3. 厚生労働省『人口動態調査』、『第22回生命表』などより信金中央金庫 地域・中小企業研究所が算出、作成

で亡くなるが、16～20年に90～94歳になる母親から産まれた子供は、この間に大半が65歳や70歳に到達する。つまり、父や母が死亡して、両親の遺産が子供に相続されるのは、子供が定年退職などでリタイアした後の高齢者になってからである。相続に伴って移動する資産の多くは、超高齢者^(注1)(90歳以上)から前期高齢者(准高齢者、65～74歳)へ高齢者間で循環する構図になっている。

都道府県別に平均寿命(15年)をみると、男性は滋賀県・長野県・京都府、女性は長野県・岡山県・島根県で長い(図表3)。これらの長寿の地域は、“老老相続”の傾向がより顕著である公算が高い。一方、寿命が短いのは、男性が青森県・秋田県・岩手県、女性が

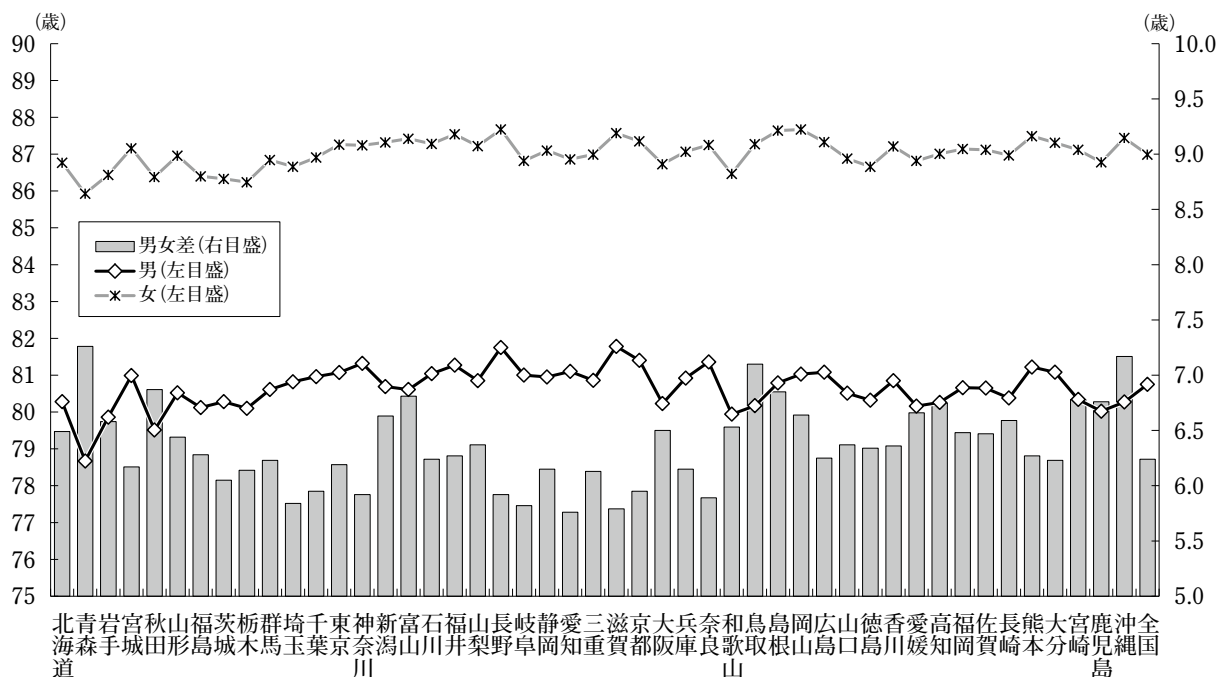
青森県・栃木県・茨城県である。東北地方などでは平均寿命が短く、他の地域に比べて若干若い年齢層の子供へ遺産が相続されるものと見込まれる。また、平均寿命の男女差は、全国で6.2歳程度であるが、特に、青森県・沖縄県・鳥取県は7.0歳を超えるなど、夫の死亡後に妻が生存する期間(寡婦でいる期間)が長い可能性がある。

3. 都道府県別の死亡者の家族構成と子供世帯の所在地の分布状況

(1) 都道府県別の死亡者の家族構成

親が死亡時に暮らしていた世帯の家族構成を把握することは、相続に伴う預金の地域間流出入の動向を考察するうえで重要である。

図表3 都道府県別の平均寿命(15年、男女別)



(備考) 1. 平均寿命は0歳の平均余命。全国は『第22回生命表』の数値
 2. 厚生労働省『平成27年都道府県別生命表』、『第22回生命表』より信金中央金庫 地域・中小企業研究所が作成

(注)1. 日本老年学会、日本老年医学会では、高齢者の定義を、准高齢者(65～74歳)、高齢者(75～89歳)、超高齢者(90歳以上)とすることを提言している。

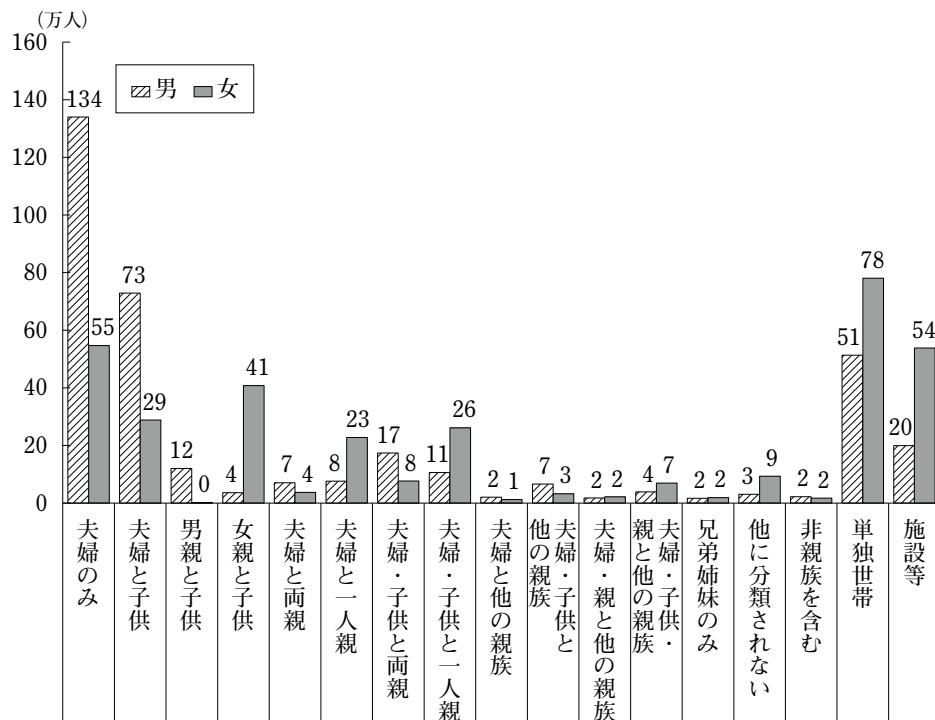
地域別に死亡状況や世帯の家族構成をみると、女性の平均寿命が長く、夫が先に死亡して寡婦が多い地域、母が単身で暮らす世帯の比率が高い地域、親と子供の同居や近居が多い地域など、世帯構造には地域毎に特色があり、それが相続に伴う預金の地域間移動の動向にも影響を及ぼすと考えられる。

図表4は、15→20年の5年間に死亡すると推測される人について、15年時点で暮らしていた世帯の家族類型別に人数を試算^(注2)したグラフである(全国)。

この5年間に、全国で男性は357万人、女性は342万人、合計で699万人が死亡すると

試算される^(注3)。そのうち、男性は、夫婦のみの世帯で死亡する者が134万人と最も多く、次に、夫婦と子供の世帯(73万人)、単独世帯(51万人)と続く。男性は、妻や子供と同居している世帯で死亡するケースが多い。単独世帯や老人ホームなどの施設等の家族がいない生活環境で亡くなるのは71万人で、2割弱と見込まれる。一方、女性は、単独世帯が78万人、夫婦のみの世帯が55万人、施設等が54万人、女親と子供の世帯が41万人である。単独世帯や施設等が132万人と4割弱に達し、女性の寿命の方が長いため、夫に先立たれて単身で亡くなる割合が男性の2

図表4 15→20年の5年間の家族類型別死亡者数



(備考) 1. 男女別・年齢階級別・家族類型別世帯人数に男女別・年齢階級別死亡率を掛けて算出した(都道府県合計)。家族類型は15年時点
2. 総務省統計局『国勢調査』、国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口』などより信金中央金庫地域・中小企業研究所が算出、作成

(注) 2. 本稿では、将来の都道府県別死亡者数を、総務省統計局『国勢調査』の年齢別世帯人員数や国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口』の将来の年齢別生残率などに基づいて試算している。都道府県合計を全国とした。
3. 当研究所の試算値。国立社会保障・人口問題研究所『日本の将来推計人口』の死亡数推計値は682万人(総人口、16~20年)

倍近くにのぼる。ただ、男性に比べて、夫婦のみの世帯での死亡者数が少ない一方、女親と子供の世帯、夫婦・子供と一人親の世帯(26万人)、夫婦と一人親の世帯(23万人)での死亡者数が多い(計90万人)。父の死亡後に子供が母の世話や介護をする必要性が高まるなど、子供家族との同居世帯で母が亡くなるケースが少なくない様子を読み取れる。

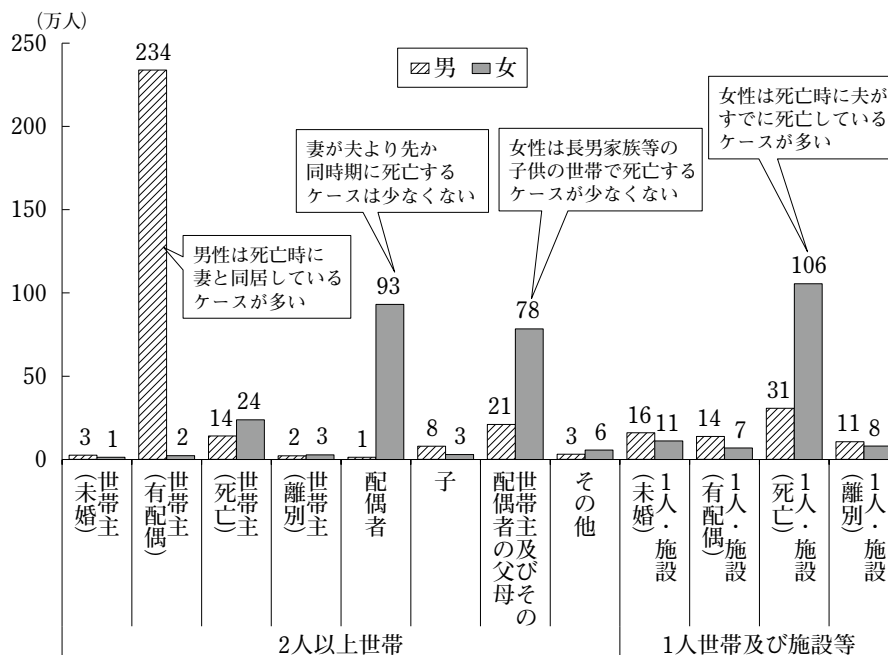
一方、相続の観点からは、被相続人との配偶関係や続き柄が重要であるため、**図表5**で、15→20年の5年間における世帯主との続き柄別・配偶関係別の死亡者数を試算した。

男性は、自分が世帯主で妻が存命中(15年時点)の死亡者が234万人で最も多く、3分の2を占める。次に、妻が亡くなって単独世帯・施設等で暮らす夫が31万人、子供

(世帯主)の世帯に同居している父が21万人と続く。死亡する男性のうち、15年時点で妻が存命である比率(有配偶率)は74%であり、男性の死亡者数の4分の3は相続人の1人に妻が含まれる(**図表6**)。また、妻に先立たれて単独世帯・施設等で亡くなる男性は1割弱おり、子供がいれば遺産は子供達へ分割相続されることになる。

女性は、夫に先立たれて単独世帯・施設等で死亡する者が106万人と最も多い。次いで夫(世帯主)と暮らしている妻が93万人、子供(世帯主)と同居している母が78万人、夫が亡くなって自分が世帯主(二人以上世帯)として暮らしている母が24万人と続く。夫が先に亡くなって単独世帯等で暮らしている女性が多く、女性の死亡者における有配偶

図表5 15→20年の世帯主との続き柄別・配偶関係別死亡者数



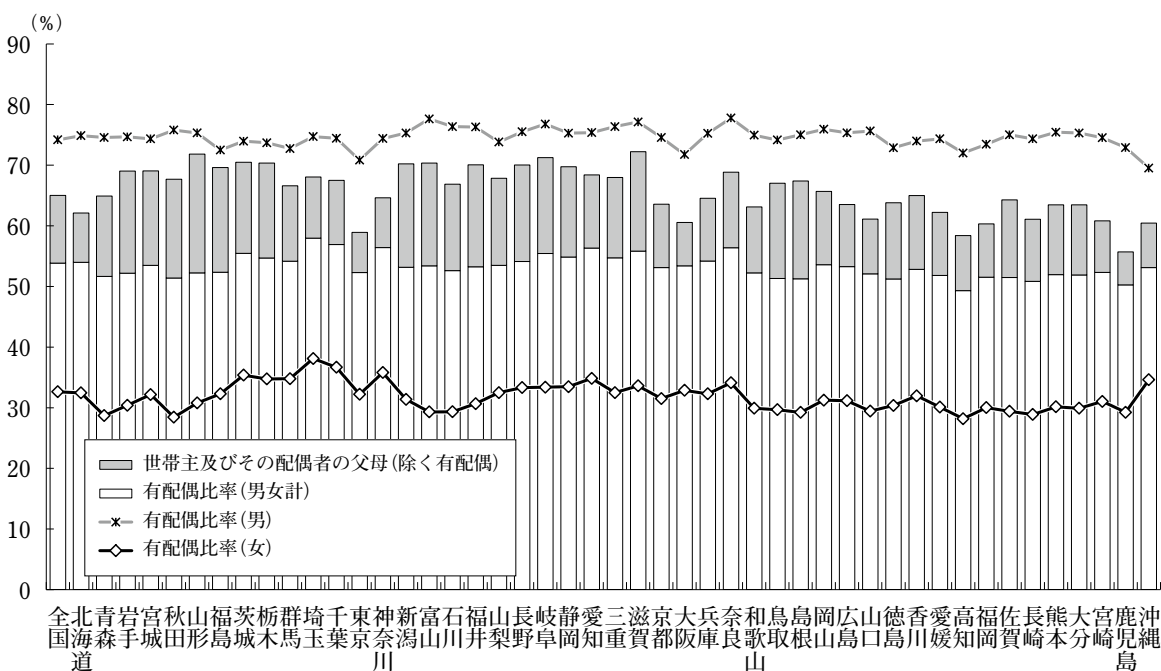
(備考) 1. 男女別・年齢階級別・世帯主との続き柄別・配偶関係別世帯人数に男女別・年齢階級別の死亡率を掛けて算出した(都道府県合計)。続き柄・配偶関係は15年時点
 2. 総務省統計局『国勢調査』、国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口』などより信金中央金庫地域・中小企業研究所が算出、作成

率は約33%と低い。少なくとも死亡した女性の3分の2は^(注4)、その相続人に配偶者(夫)が含まれず、女性の死亡に伴う遺産のうち、子供に相続される割合は高いものと見込まれる。県外で暮らす子供が多ければ、相続財産が県外へ流出する規模も大きくなるおそれがある。しかし、世帯主として家計を支える子供と同居していた女性死亡者数は78万人に達する。このような母の世話をしている子供世帯は、女性の死亡者数のうち23%を占めており、地元で相続財産が留まりやすい世帯で暮らしている家族も少なくない。

15→20年の5年間の死亡者のうち、法定相

続人となる配偶者や世帯主である子供と同居している親は、全国で65%を占める(図表6参照)。各都道府県をみても相続人と同居している父や母はおおむね6割を超えているため、相続財産が県内に滞留する割合は意外と高いものと推測される。配偶者が死亡していて、世帯主である子供と同居している親(親が世帯主である世帯は含まない)は1割程度存在しており、この親が死亡した時は、同居する子供やその兄弟姉妹に分割相続される。都市圏や北海道・山口県・高知県・鹿児島県・沖縄県などでこの割合が低いが、東北・中部・山陰各県などは15%超と高く、同居

図表6 15→20年の死亡者における有配偶比率と子供(世帯主やその配偶者)と同居している父や母(除く有配偶)の比率



(備考) 1. 配偶関係は15年時点。世帯主と同居している父母(除く有配偶)は、世帯主になっている子供が、配偶者が死亡等でいない父あるいは母と同居して世話をしている世帯である。よって、父や母が子供と同居していても、父や母が世帯主であるケースは含まない。
2. 総務省統計局『国勢調査』、国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口』などより信金中央金庫地域・中小企業研究所が算出、作成

(注)4. 15年時点で生存していた夫が20年まで亡くならないという前提で算出しており、この前提では死亡した女性の約33%は夫にその遺産が相続されると推測される。しかし、実際は、妻よりも夫の方が長く生存する確率が低く、15→20年に夫も亡くなるケースが生じるので、33%よりも割合は下がるものと見込まれる

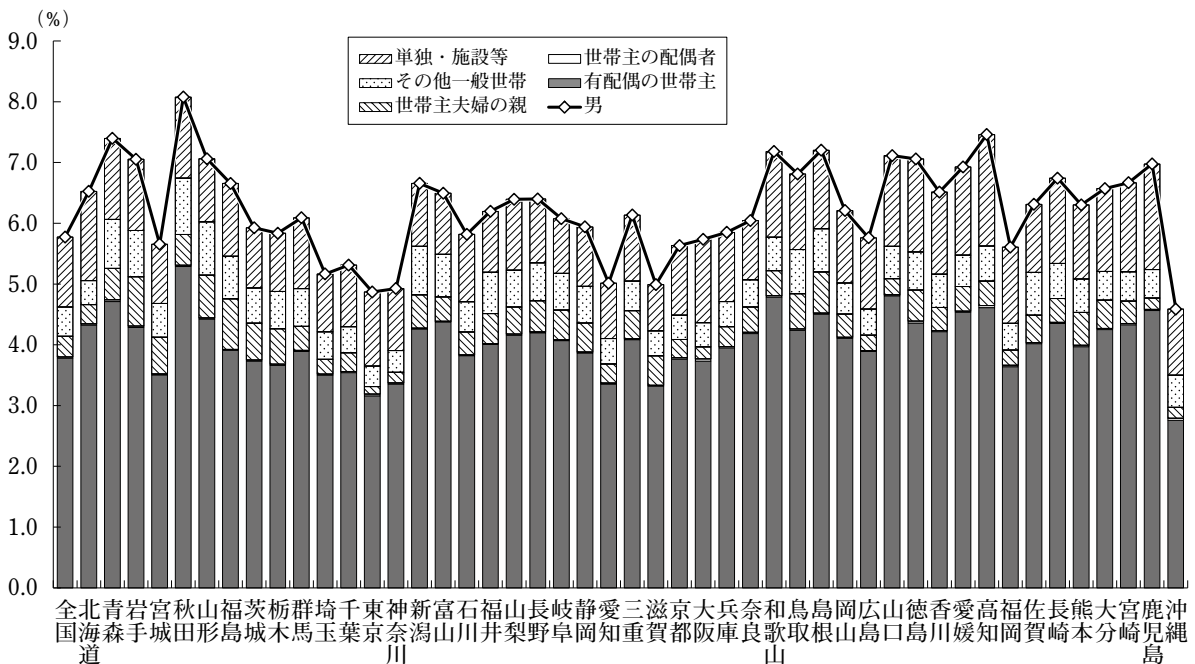
する子供へ相続される傾向が強い地域も見受けられる。

図表7～8は、各都道府県の男女別にみた15→20年の5年間における世帯主との続き柄別・配偶関係別の死亡者数の対15年人口比である（続き柄・配偶関係は15年時点）。男性は、自分が世帯主で15年時点で存命の妻（配偶者）がいる割合が高い。秋田県は、5年間の死亡者のうち、妻がいる世帯主の男性が対15年男性人口比で5.0%超に達する。一方、死亡率が低い沖縄県は3.0%を下回る。また、単身世帯や施設等で暮らす男性はおおむね1.0%前後存在し、特に北海道・北東北や西日本で比較的多い傾向がある。

一方、女性は、単身世帯・施設等で暮らす

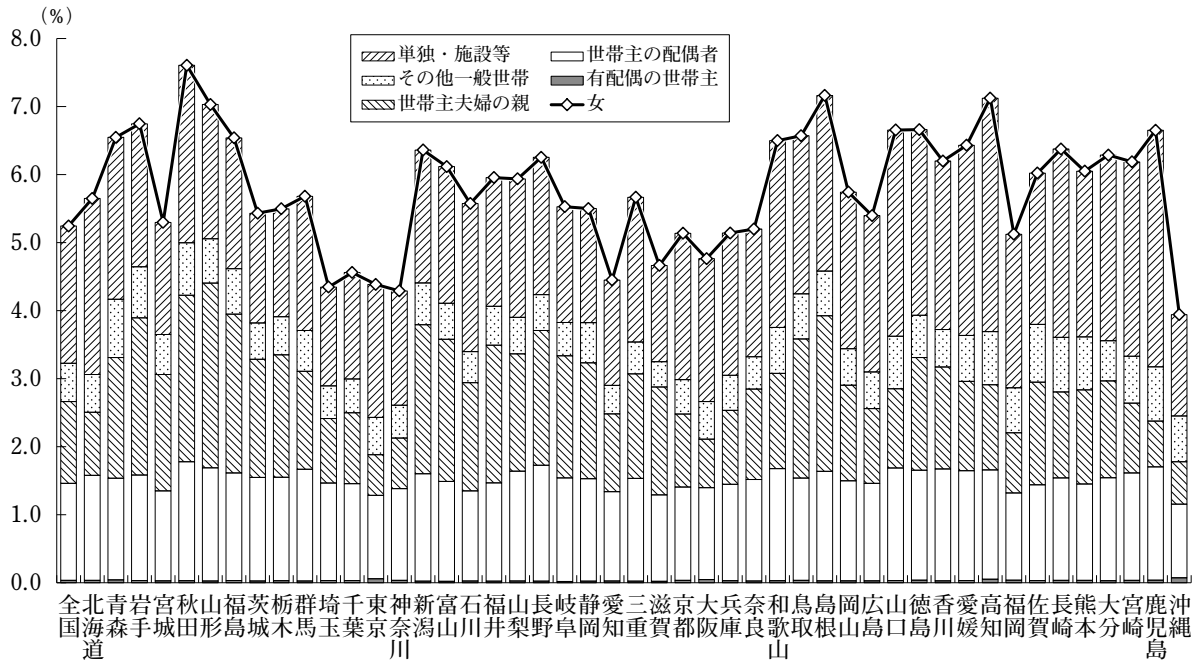
死亡者数が、全国だと5年間で女性人口の2.0%、特に北海道・北東北や中国地方以西では2%台半ば～3%台と比較的高い。夫（世帯主）が15年時点で存命である妻（配偶者）の死亡者数は、全国で1.4%、都道府県別では1～2%程度である。また、世帯主夫婦と同居している母の死亡者数は、地域間の格差が著しい。死亡率が低い南関東各都県・北海道・愛知県・京都府・大阪府・兵庫県・広島県・福岡県などの都市圏や沖縄県、単身世帯が多い鹿児島県などは1%台半ば未満で低く、子供家族と同居している母の死亡者数が少ない。一方、東北・甲信越・北陸・山陰等は1%台後半～2%台であり、子供家族と同居している傾向が強い。人口に対する死亡

図表7 15→20年の男性死亡者に関する主な世帯主との続き柄別・配偶関係別人数（対15年男性人口比）



(備考) 1. 続き柄・配偶関係は15年時点
 2. 総務省統計局『国勢調査』、国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口』などより信金中央金庫地域・中小企業研究所が算出、作成

図表8 15→20年の女性死亡者に関する主な世帯主との続き柄別・配偶関係別人数（対15年女性人口比）



(備考) 1. 続き柄・配偶関係は15年時点
 2. 総務省統計局『国勢調査』、国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口』などより信金中央金庫地域・中小企業研究所が算出、作成

者数は都市圏に比べて多い半面、相続財産が

地元滞留しやすい世帯構造になっている。

する。

(2) 子供世帯の所在地の分布状況

前節では、各都道府県における世帯の家族構成についてみてきたが、親が子供家族と同居している世帯が多い地域や単身世帯・施設等で暮らす傾向が強い地域など、各地域の世帯構成に特徴があることが分かった。本節では、親と同居していない子供は、県内や県外のどのような地域に世帯を構えて暮らしている割合が高いのかを、国立社会保障・人口問題研究所『第8回人口移動調査』から検討

①親の居住地別の子供（世帯主）の現住地

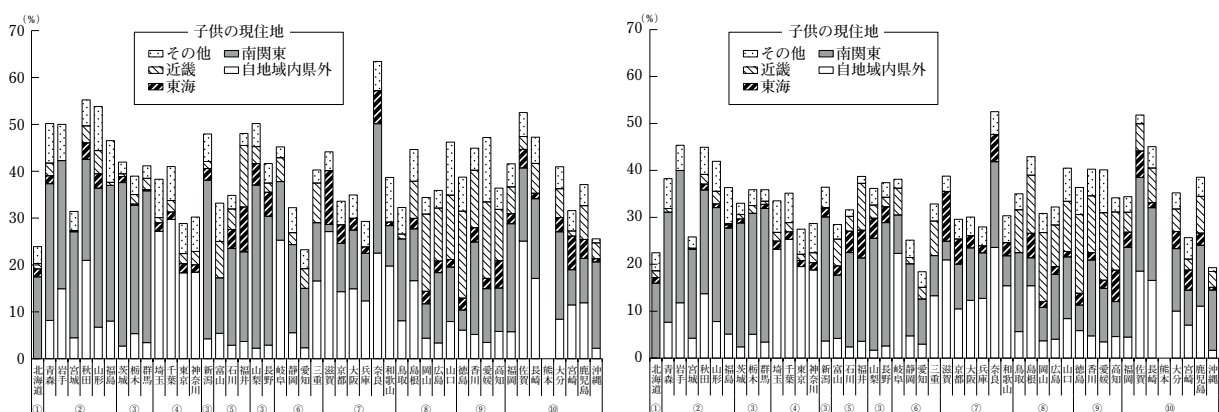
16年調査の『第8回人口移動調査』によると、子供（世帯主）と別世帯で暮らしている父の居住地は、県内が60.7%、県外が37.3%、国外が1.9%であった（全国^(注5)）。父が死亡した際、別世帯に住む子供（世帯主）分の遺産の約6割は県内で相続される可能性がある。父が県外にいる割合は、東京都60.2%、神奈川県53.7%、滋賀県52.6%、埼玉県48.3%、京都府48.2%と高く、親が住む実家のある県から大都市圏へ転入してきた子供が多いことが分かる。一方、和歌

(注)5. 父が死亡していたり、居住地が不詳であったりする世帯は除いている。16年の『第8回人口移動調査』は、16年4月の熊本地震の影響で、熊本県・大分県由布市は調査対象外である。

山県10.5%、秋田県11.7%、沖縄県13.1%、新潟県14.0%、北海道14.1%と少ないものの、子供世帯の1割程度は県外からの移住と推測される。また、母の居住地は、県内が63.3%、県外が35.4%、国外が1.2%であった（全国）。父に比べて母の方が子供と同じ県内に居住している世帯が多く、父の死亡などによって、子供が母の世話や介護をしやすい近場で暮らす傾向がある様子が読み取れる。母が県外にいる割合は、東京都58.5%、神奈川県52.3%、埼玉県・滋賀県50.9%、奈良県42.9%で高く、北海道10.7%、新潟県10.8%、和歌山県11.6%、沖縄県11.7%、秋田県11.9%で低い。おおむね、父と母で地域間に大きな相違はみられないが、都道府県別にみても、総じて母の方が父よりも子供と同じ県内で暮らしている世帯が多い。

図表9は、父や母が居住している都道府県別に、県外で世帯を構えている子供がどこに住んでいるのかを試算したグラフである。奈良県は、隣接する大阪・京都等の都市部や首都圏へ子供が移住する傾向が強いものと見込まれ、子供が県外で世帯を構えているケースが多い。このような地域は、親の死亡に伴う相続財産の県外流出が大きい可能性がある。一方、宮城県・東京都・神奈川県・愛知県・京都府・大阪府・兵庫県などの都市圏中心部は、子供が県外にいる割合が低く、南関東や近畿の各都府県は、県外でも自地域内に留まる傾向が強い。これらの地域では、相続財産の域外流出が比較的小幅に抑えられるものと見込まれる。また、岩手県・秋田県・岐阜県・三重県・佐賀県・長崎県などは、自地域内の都市圏中心部で暮らす子供が一定規模で存

図表9 親の居住都道府県別の子供（世帯主）の現住地別構成比（左：父、右：母、県外のみ表示）



(備考) 1. 地域区分は、①北海道、②東北、③北関東・甲信越、④南関東、⑤北陸、⑥東海、⑦近畿、⑧中国、⑨四国、⑩九州・沖縄とした。熊本県・大分県由布市は、16年4月の熊本地震の影響で『第8回人口移動調査』の調査対象外のため、熊本県は除外して算出した。
 2. 『人口移動調査』における世帯主と別世帯に住む親の居住地を尋ねた調査結果に基づいている。親が死亡している世帯主は含まない。当研究所で、『国勢調査』の「家族類型別世帯数」と『人口移動調査』の「別世帯に住む親の居住地都道府県（世帯主の現住地の都道府県別）」を用いて推計した。親と同居している世帯主の数を試算し、その世帯は県内に子供が居住するものとして含めて構成比を算出した。
 3. 総務省統計局『国勢調査』、国立社会保障・人口問題研究所『第8回人口移動調査』などより信金中央金庫 地域・中小企業研究所が算出、作成

在しており、仙台・名古屋・福岡などの都市圏は自地域内における相続財産の受け皿として機能している。東日本では、県外にいる子供が南関東に住む傾向が強く、九州・沖縄も、距離的に近い近畿より南関東への移住が多い。北海道や沖縄県といった遠方地域は、県外で暮らす子供世帯が比較的少なく、県外にいる子供は、近くの地方中核都市よりも南関東に移住する傾向がみられる。このような子供世帯の所在地の分布状況に基づくと、全国の地方圏から首都圏へ相続財産の集中が生じている公算が高い。また、中国・四国は、距離的に近い近畿で暮らしている子供世帯が比較的多いなど、これらの地域から近畿へ相続財産の移動が一定規模生じているものと考えられる。

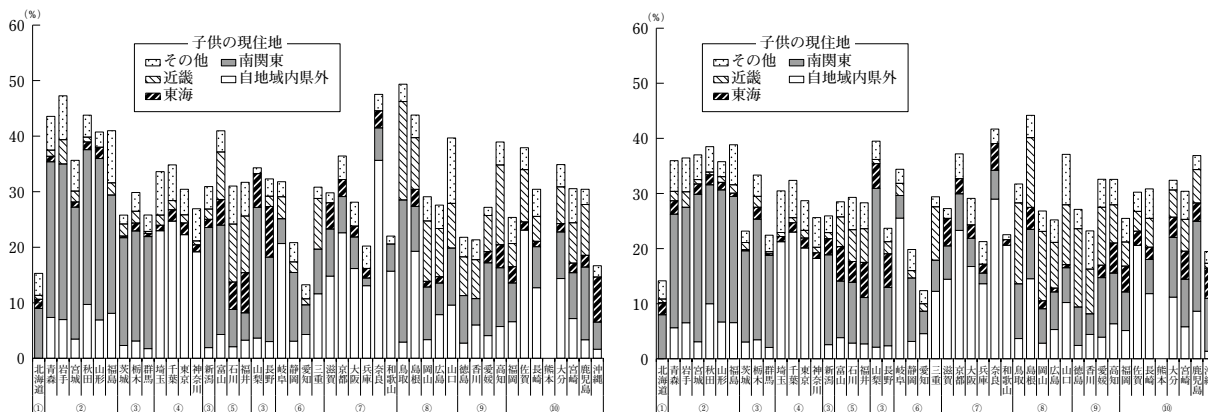
②親の居住地別の子供（世帯主の配偶者）の現住地

次に、世帯主の配偶者（主に妻）の親についてみることにする。世帯主の配偶者と別世帯で暮らしている父の居住地は、県内が68.0%、県外が30.3%、国外が1.6%であった（全国）。世帯主の配偶者の方が世帯主より父が県内に居住している割合が高く、地元定着率は女性の方が高いものと見込まれる。父が死亡した際、別世帯に住む子供（世帯主の配偶者）分の遺産の約7割は県内で相続される可能性がある。父が県外にいる割合は、東京都51.6%、京都府43.7%、神奈川県43.2%、埼玉県43.1%、滋賀県37.1%で高く、北海道6.9%、新潟

県10.0%、福島県10.1%、高知県11.0%、和歌山県11.1%で低い。父が存命で東京都に住む子供（世帯主の配偶者）の約半数は、父が県外に住んでいる。一方、北海道は1割にも満たず、道外から転入してきた妻（世帯主の配偶者）の数は小幅にとどまる。また、母の居住地は、県内が69.3%、県外が29.2%、国外が1.5%であった（全国）。世帯主の配偶者も、母の方が父より県内に居住している割合が高い。母が県外にいる割合は、東京都44.7%、埼玉県43.2%、神奈川県43.0%、京都府41.4%、奈良県39.6%で高く、新潟県8.3%、北海道8.2%、沖縄県10.1%、高知県10.2%、和歌山県10.8%で低い。都道府県別にみても、親が県外にいる割合は、母が父をおおむね下回っている。

図表10は、父や母が居住している都道府県別に、県外にいる子供（世帯主の配偶者）がどこに住んでいるのかを試算したグラフである。父が死亡した場合、東北各県・富山県・京都府・奈良県・鳥取県・島根県・山口県・高知県・佐賀県などは、県外で暮らす子供（世帯主の配偶者）が多いため、これらの相続財産は県外へ流出する可能性が高い。ただ、京都府・奈良県・島根県・佐賀県などは、自地域内の県外の割合が高いため、遺産の流出は自地域内で一定規模は留まるものと見込まれる。母が死亡した場合は、東北各県・山梨県・奈良県・島根県・山口県・鹿児島県などで相続財産の県外流出の影響が強いおそれがある。

図表10 親の居住都道府県別の子供（世帯主の配偶者）の現住地別構成比（左：父、右：母、
県外のみ表示）



- (備考) 1. 地域区分は、①北海道、②東北、③北関東・甲信越、④南関東、⑤北陸、⑥東海、⑦近畿、⑧中国、⑨四国、⑩九州・沖縄とした。熊本県・大分県由布市は、16年4月の熊本地震の影響で『第8回人口移動調査』の調査対象外のため、熊本県は除外して算出した。
2. 『人口移動調査』における世帯主の配偶者と別世帯に住む親の居住地を尋ねた調査結果に基づいている。親が死亡している世帯主の配偶者は含まない。当研究所で、『国勢調査』の「家族類型別世帯数」と『人口移動調査』の「別世帯に住む親の居住地都道府県（世帯主の配偶者の現住地の都道府県別）」を用いて推計した。親と同居している世帯主の配偶者数を試算し、その世帯は県内に子供が居住するものとして含めて構成比を算出した。
3. 総務省統計局『国勢調査』、国立社会保障・人口問題研究所『第8回人口移動調査』などより信金中央金庫 地域・中小企業研究所が算出、作成

4. 都道府県別の世帯の預貯金残高と夫婦別預貯金額

前章で、各都道府県における世帯構造や子供世帯の所在地の分布状況などについて考察し、親の死亡に伴って相続財産が県内外でどのように移動する可能性があるのかを概観した。本章では、相続財産の中で流動性が高い金融資産である預貯金を、親がどの程度保有しているのかについて試算する。

二人以上世帯の預貯金残高（14年）は、全国平均で974万円であり、世帯主年齢35～59歳は667万円、60歳以上は1,351万円に達する（図表11）。60歳以上になると、子供が独立して教育費等の支払いから解放され、住宅ローンも完済し、定年退職に伴って退職金を受給するなど、家計に金銭的な余裕が生まれるため、預貯金残高は増加するものと見込

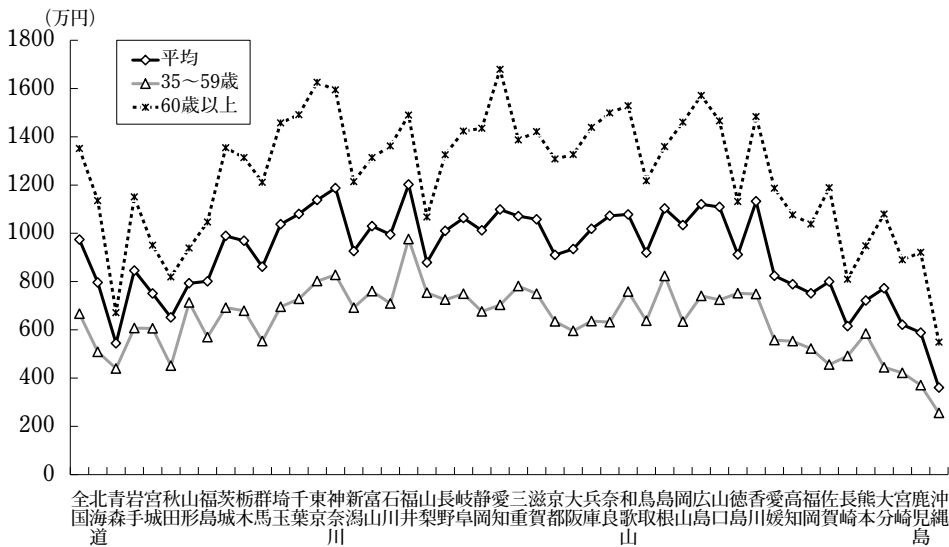
まれる。また、図表2より、相続人は60～70歳代で多い傾向があり、60歳以上で相続財産が滞留することも預貯金残高が高齢層で高い一因になっている。

都道府県別に60歳以上の預貯金残高をみると、南関東各都県・福井県・愛知県・奈良県・和歌山県・岡山県・広島県・山口県・香川県などが高い。一方、北海道・東北や九州・沖縄などの南北の遠方地域で低い傾向がある。

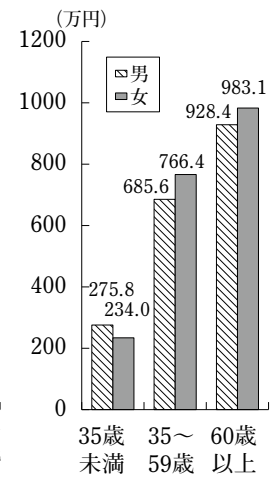
また、単身世帯（全国）は、男性が平均684万円であり、60歳以上だと928万円になる（図表12）。一方、女性は平均849万円、60歳以上は983万円に達する。男女共に高齢になるほど預貯金残高は増加している。また、35歳以上では男性よりも女性の方が預貯金残高は多い傾向がある。

親夫婦のうち父（母）が死亡することに伴う母（父）や子供への預貯金の相続額を把握

図表11 都道府県別の二人以上世帯の世帯主年齢別預貯金残高



図表12 単身世帯の預貯金残高



- (備考) 1. 14年の数値。預貯金残高=通貨性預貯金残高+定期性預貯金残高とした。単身世帯は全国の男女別・年齢階級別預貯金残高である。
 2. 二人以上世帯の世帯主年齢35~59歳は、年齢5歳階級の数値を世帯数分布で加重平均して算出した。
 3. 総務省統計局『全国消費実態調査』より信金中央金庫 地域・中小企業研究所が算出、作成

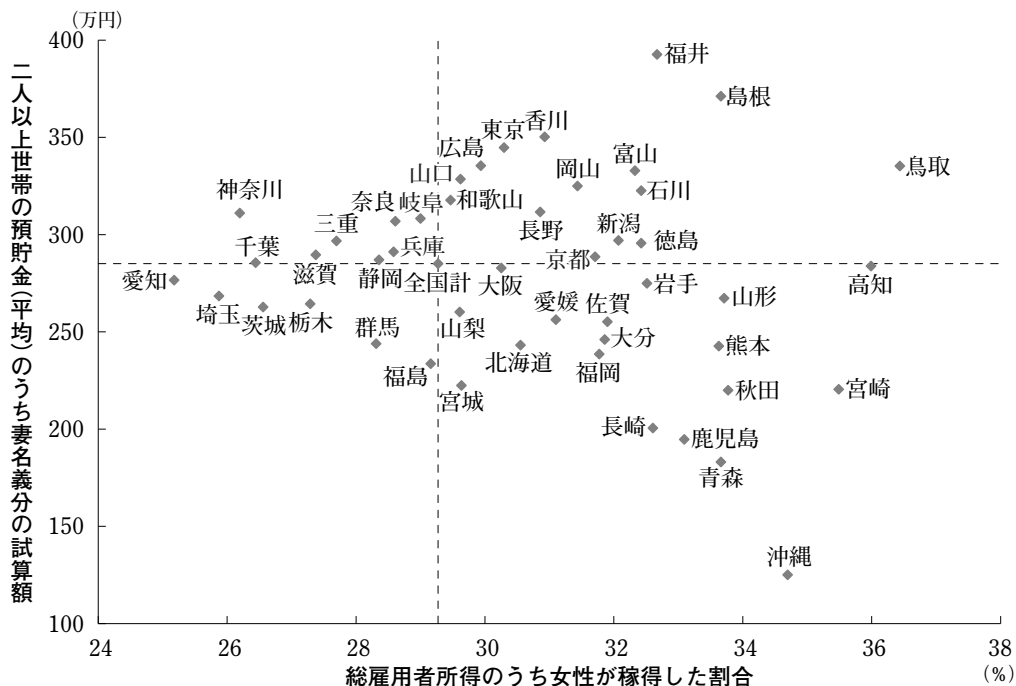
するには、二人以上世帯の預貯金残高から父(夫)と母(妻)の各名義の残高を算出する必要がある。図表13縦軸は、二人以上世帯の預貯金残高における妻名義分の試算額を示している。推計方法は、二人以上世帯の預貯金残高は夫婦各名義を合算した金額と便宜的にみなし、各名義の預貯金残高は、各々が婚前および婚姻期間中に稼いだ所得総額に対応するものと仮定して概算した。具体的には、男女別の総雇用者所得(1人当たり賃金×就業者数)を算出し、その男性(女性)の割合×二人以上世帯の預貯金残高を夫(妻)名義の預貯金残高とした。女性の総雇用者所得の割合が高いのは、鳥取県・島根県の山陰、高知県等の四国、宮崎県等の九州・沖縄、秋田県・

山形県等の東北、福井県等の北陸であった(図表13横軸)。特に、福井県・島根県・鳥取県・富山県などは共働き世帯が多く(注6)、実際の妻名義の預貯金残高が他の地域よりも多い可能性がある。一方、賃金水準が低いことに加え、女性の就業が活発でも離婚率が高くて一人親と子供からなる世帯が多い地域(注7)や農林水産業等の自営業者の割合が高くて家族従業者が多い地域などは、二人以上世帯の預貯金残高が相対的に低くなり、妻名義分が少なく試算される。

愛知県等の東海、埼玉県・神奈川県等の関東、滋賀県・奈良県等の近畿は、女性の総雇用者所得の割合が低いものの、賃金が高いこともあり、妻名義分の預貯金残高は全国平均

(注)6. 夫が就業している夫婦のうちで妻も就業者である割合(15年)は、山形県75.2%、福井県75.0%、島根県74.9%、鳥取県74.4%、富山県73.9%で高い(総務省統計局『国勢調査』)。一方、奈良県56.9%、大阪府58.4%、神奈川県59.0%、兵庫県59.6%、埼玉県61.0%で低く、子育て世代が多いベッドタウンなどの大都市圏ほど共働き世帯が少ない傾向がある。
 7. 人口1,000人当たり離婚件数(17年)は、沖縄県2.44%、宮崎県1.97%、大阪府1.96%、北海道1.92%、福岡県1.90%が高かった(厚生労働省『人口動態調査』)。

図表13 二人以上世帯の預貯金残高の妻名義分の試算額



(備考) 1. <推計方法>

- ① 『賃金構造基本統計調査』より、男女別従業地都道府県別の1人当たり年間賃金を算出
 - ② 各都道府県の男女別従業地別就業者数(15年)に当該従業地の男女別1人当たり年間賃金を掛けて合算し、常住地都道府県別に男女別の総雇用者所得(15年)を算出
 - ③ 二人以上世帯の預貯金残高(14年)に女性の総雇用者所得割合を掛けることで妻名義分の預貯金残高を推計(二人以上世帯の預貯金残高は夫婦各名義を合算した金額と便宜的にみなし、各名義の預貯金残高は、各々が婚前および婚姻期間中に稼いだ所得水準に対応すると仮定した)
2. 総務省統計局『全国消費実態調査』、『国勢調査』、厚生労働省『賃金構造基本統計調査』などより信金中央金庫地域・中小企業研究所が算出、作成

前後の水準にある。大都市圏は、おおむね夫の所得が高水準で、子育て世代などの専業主婦が比較的に多い傾向があるため、二人以上世帯の預貯金残高が高い半面、女性の総雇用者所得の割合が相対的に低くなるものと考えられる。

5. 親の死亡に伴う預貯金の都道府県別相続先状況と地域間流出入動向

(1) 親の死亡に伴う預貯金の都道府県別相続先状況

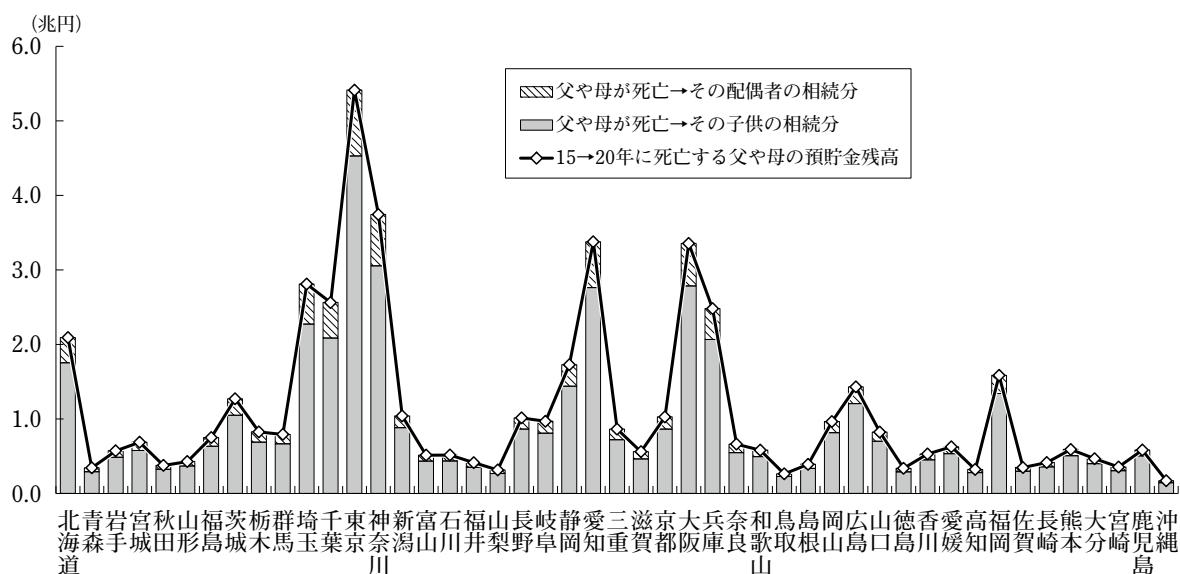
前章まで、各都道府県の死亡状況、世帯の家族構成や子供世帯の所在地の分布状況、世

帯の預貯金残高などについて概観した。本節では、これらの数値を基に、親の死亡によってどの程度の預貯金が県内に滞留したり、県外に流出したりするのかを試算する。

図表14は、15→20年の5年間に死亡する父や母(親)の預貯金が、その配偶者や子供にどの程度相続されるのかを都道府県別に試算した金額である。配偶者が生存している親については、図表13で算出した夫(父)と妻(母)の各名義分の預貯金残高、配偶者がいない親については、単身世帯の預貯金残高が相続されるものと仮定した。

この5年間に親の死亡に伴って相続される

図表14 都道府県別の15→20年の5年間に死亡する父と母の預貯金の相続先別相続額



(備考) 1. <推計方法>

- ①『国勢調査』の世帯主との続き柄別・配偶関係別の男女年齢別人数などを基に、『日本の地域別将来推計人口』の生存率を用いて、続き柄別・配偶関係別等の男女年齢別の死亡者数を算出する。
 - ②死亡者の預貯金は、配偶者が生存している父と母は、図表13で算出した夫(父)と妻(母)の各名義分、配偶者がいない父と母は、単身世帯の預貯金残高を用いる。単身世帯の預貯金残高は二人以上世帯の預貯金残高を基に都道府県別に試算した。この預貯金残高に、①で求めた当該死亡者数を掛けて合算することで、預貯金の相続額を算出する。
 - ③①で求めた続き柄別・配偶関係別等の人数などを基に、②の預貯金の相続額を法定相続分に応じて配偶者分と子供分に分割する。
2. 国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口』、総務省統計局『国勢調査』、『全国消費実態調査』、厚生労働省『第22回生命表』などより信金中央金庫 地域・中小企業研究所が算出、作成

預貯金は、全国計で52兆円と見込まれる^(注8)。特に、東京都(5.4兆円)、神奈川県(3.7兆円)、大阪府・愛知県(各3.4兆円)、埼玉県(2.8兆円)が大きい。金額ベースでは、人口規模が大きい大都市圏で相続に伴う預金の移動額が多くなり、大都市圏に相続預金が集中している。全国計の52兆円のうち、この5年間で最終的に^(注9)配偶者へは9兆円、子供へは44兆円が相続され、割合は各々2割弱、8割強と見込まれる。遺産の法定相続分は、配偶者と子供がいる場合、配偶者が半分、子供が半分を兄弟姉妹の人数に応じて分割する

が、①母の死亡時に父の過半数が先に亡くなっているか、母の死亡後間もなく亡くなる父が多い、②父の死亡時に既に亡くなっている母が一定数存在する、などの理由から、子供が相続する割合は意外と高くなる。

次に、配偶者の生存状況や子供世帯の所在地の分布状況に応じて、親の死亡で相続財産である預貯金がどの程度、県内に滞留したり、県外へ流出したりするのかをみることにする。図表15は、都道府県別にみた15→20年の5年間に死亡する親の預貯金相続額の相続先別・子供の所在地別構成比である。全国

(注)8. 親夫婦の一方が死亡した場合は、二人以上世帯の預貯金残高を図表13に基づいて分割することで相続分を試算しているなどの理由から、相続預金は死亡数×世帯当たりの預貯金残高よりも少なく算出される。

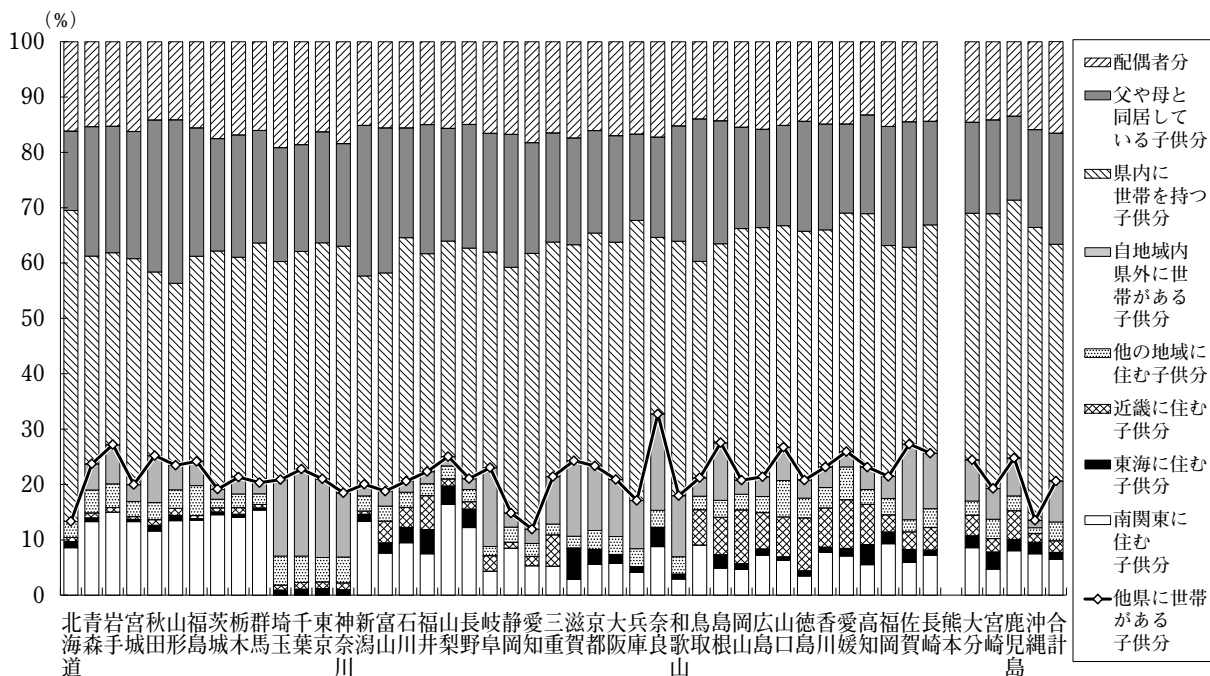
9. 5年間のうちに両親が共に死亡する場合、先に死亡した親の財産の一部はその配偶者に一旦相続されるが、その遺産は最終的(両親二人共死亡した時)には子供に相続されるため、一時的な配偶者への相続分は計上せず子供への相続分として計上している。

計では、亡くなる親の相続預金のうち、配偶者へ1～2割、同居している子供へ2割前後、県内にいる別世帯の子供へ4～5割、県外にいる子供へ2割程度が相続されるものと試算される。

親と同居している子供に相続される割合が高いのは、秋田県・山形県・新潟県・富山県・鳥取県・島根県などの大家族世帯で暮らす傾向が比較的強い日本海側の地域に多い。また、親と別世帯だが同じ県内にいる子供への相続割合が高いのは、親と同居している子供が少ない北海道・兵庫県・岡山県等の地方都市圏や高知県・宮崎県・鹿児島県などの南

四国・南九州・沖縄県といった南日本、県外で暮らす子供世帯が比較的少ない愛知県・静岡県などである。一方、県外で暮らす子供世帯への相続割合が高いのは、第3章でみたように、岩手県・秋田県、山梨県、岐阜県、滋賀県・京都府・奈良県、島根県、山口県・佐賀県など、政令指定都市がある都道府県に隣接する地域に多い。これらの県は、親の死亡に伴って、預金が県外へ流出する割合が他の地域に比べて大きい。ただ、南関東・近畿の各都府県や岐阜県等は、県外でも自地域内に預金が滞留する傾向が強いため、地域ブロックでみれば、域外への流出は比較的抑制され

図表15 都道府県別の15→20年の5年間に死亡する父と母の預貯金相続額の相続先別・子供の所在地別構成比



(備考) 1. <推計方法>『国勢調査』の家族類型別・世帯主との続柄別・配偶関係別等の男女年齢別人数・世帯数や図表9～10の子供世帯の所在地の分布状況などを用いて、図表14の預貯金の相続額を割り振って算出した。
 2. 熊本県・大分県由布市は、16年4月の熊本地震の影響で『第8回人口移動調査』の調査対象外のため、熊本県は除外して算出した。
 3. 地域区分は、南関東：埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県、東海：岐阜県・静岡県・愛知県・三重県、近畿：滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県とした。
 4. 国立社会保障・人口問題研究所『第8回人口移動調査』、『日本の地域別将来推計人口』、総務省統計局『国勢調査』、『全国消費実態調査』、厚生労働省『第22回生命表』などより信金中央金庫 地域・中小企業研究所が算出、作成

ている。また、東北や北関東・甲信越は、県外では南関東で子供世帯が暮らす傾向が強く、北陸や九州は、南関東に加えて近畿に住んでいる子供も一定規模で存在し、中国・四国は、子供世帯が距離的に近い近畿に比較的多く住んでいる。これらの地域では、大都市圏へ流出する相続預金の割合が高くなっている。

(2) 親の死亡に伴う預貯金の地域間流出入動向

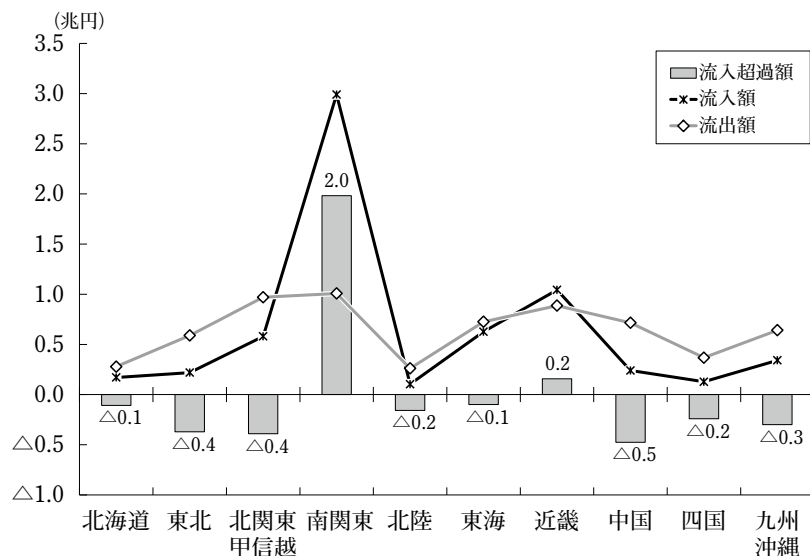
前節の図表15は、亡くなる親の所在地別にみた相続預金が、県内外のどこへ配分されるのかを示した構成比である。当該県の相続預金を県内に滞留する分と県外へ流出する分

に分割したもので、全国の相続に伴う県内の預金額の変動をみるには、県外の相続預金が県内に流入する分も合わせて検討する必要がある。そこで本節では、各地域の相続預金の流出と流入がどの程度の規模になるのかを考察する^(注10)。

図表16は、15→20年の5年間に死亡する親の預貯金相続額の地域間流入超過（金額）である。

地方圏から転入した子供世帯が多い南関東は、5年間で流入額が3.0兆円、流出額が1.0兆円で、流入超過額は2.0兆円になる。また、近畿は、流入額が1.0兆円、流出額が0.9兆円で、流入超過額は0.2兆円と小幅だがプラスとなった。他の地域は流出が流入を超過して

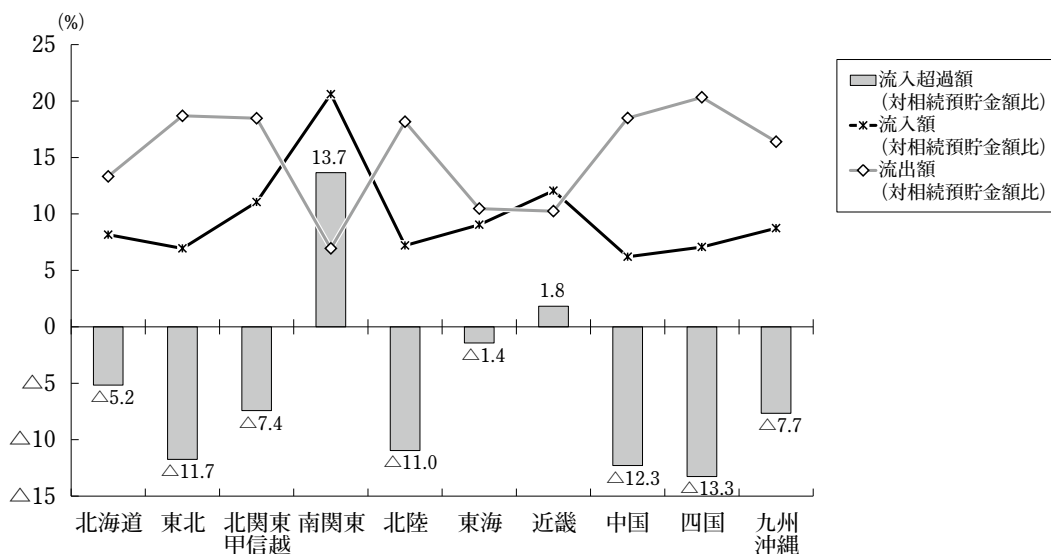
図表16 15→20年の5年間に死亡する親の預貯金相続額の地域間流入超過（金額）



- (備考) 1. <推計方法>図表14～15の預貯金の相続先別相続額を基に、当該地域の流入額－当該地域からの流出額として算出した。
 2. 熊本県・大分県由布市は、16年4月の熊本地震の影響で『第8回人口移動調査』の調査対象外のため、熊本県は除外して算出した。
 3. 地域区分は、図表9と同じ。
 4. 国立社会保障・人口問題研究所『第8回人口移動調査』、『日本の地域別将来推計人口』、総務省統計局『国勢調査』、『全国消費実態調査』、厚生労働省『第22回生命表』などより信金中央金庫 地域・中小企業研究所が算出、作成

(注)10. 本稿では、基礎データとして国立社会保障・人口問題研究所『人口移動調査』を用いているが、相続預金の流出入を都道府県ベースで算出することはサンプル数等の問題で信頼性が低い可能性があるため、地域ブロック単位で算出した。

図表17 15→20年の5年間に死亡する親の預貯金相続額の地域間流入超過（対相続預貯金額比）



(備考) 図表16と同じ。ただし、九州・沖縄の相続預貯金額は熊本県を除いている。

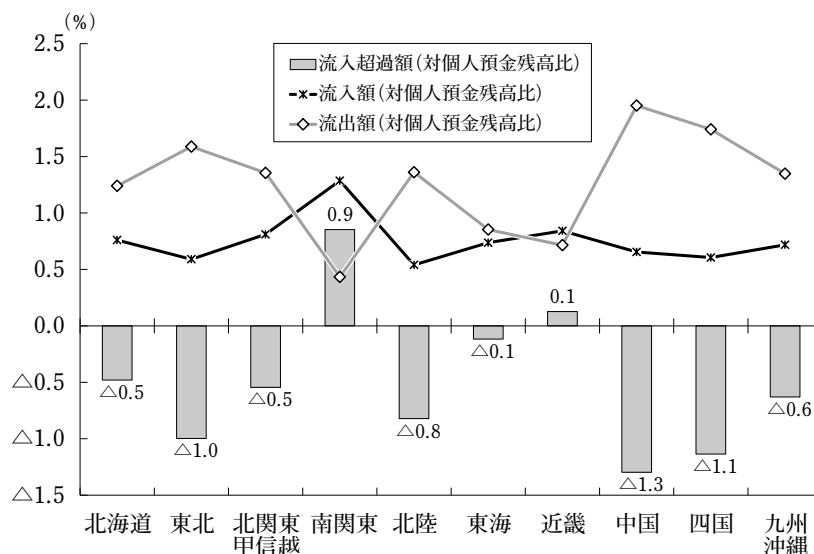
おり、金額ベースでは、中国が流入超過額△0.5兆円でマイナス幅が大きい。地方圏は流出超過だが、南関東や近畿といった大都市圏でも各1兆円程度の規模で相続預金が流出し、その一部が地方圏にも流入しているため、地方圏の相続預金の流出による預金残高の減少を一部減殺している。

次に、図表16の地域間流入超過額を対相続預貯金額比でみると（図表17）、東北・北陸・中国・四国は、南関東や近畿への流出が多く、流入超過は△10%台とマイナス幅が大きい。北海道は道内に子供世帯がいるケースが比較的多く、北関東・甲信越は一定規模の流入があり、東海は愛知県、九州・沖縄は福岡県が地域の相続預金の受け皿として機能しているので、域外への流出超過が他の地方圏に比べて小幅にとどまっている。一方、南関東の流入超過は、10%台のプラスで高い

が、近畿は、流入超過であるものの、2.0%弱の小幅なプラスにとどまった。

相続に伴う預貯金の地域間流入出が、金融機関の預金残高にどの程度の影響を及ぼすのかをみるために、図表16を対個人預金残高（国内銀行+信用金庫+ゆうちょ銀行）比でみることにする（図表18）。15年9月末時点の国内銀行・信用金庫・ゆうちょ銀行の個人預金残高（全国計）は、704兆円であった。流出超過額が大きかった中国では、5年間で個人預金残高の1.3%程度の純流出が見込まれ、地方圏の純流出規模はおおむね1.0%前後と試算される。地域ブロック単位でみる限りでは、現状、地方圏で相続が個人預金残高を大幅に押し下げる圧力にはなっていない。一方、南関東は、相続に伴う純流入が個人預金残高の0.9%程度と推測され、純流入による押し上げ効果は限定的である。

図表18 15→20年の5年間に死亡する親の預貯金相続額の地域間流入超過（対個人預金残高比）



(備考) 図表16と同じ。ただし、個人預金残高は、国内銀行、信用金庫、ゆうちょ銀行の15年9月末時点の合計とした（九州・沖縄の個人預金残高は熊本県を除いている）。

6. まとめ

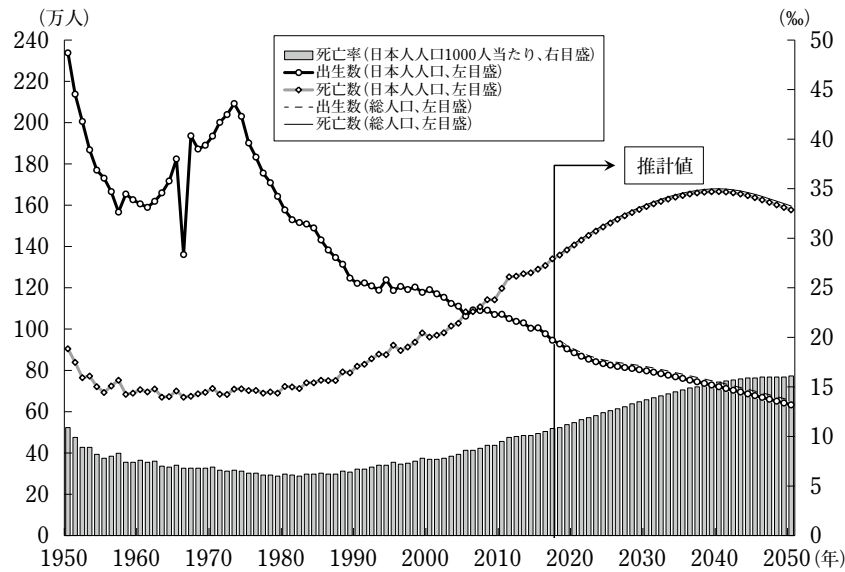
地方圏の地域金融機関では、親の死亡による相続に伴って、子供が住む大都市圏へ預金大幅にシフトするのではないかと懸念が強い。しかし、足元では、死亡数は年間140万人弱で人口1,000人当たり10%程度に過ぎず（図表19）、たとえ高齢者の保有預金残高が多いといっても、相続される預金の個人預金全体に占めるウエイトは必ずしも大きいとはいえない。しかも、相続で預金口座が解約されて県外に流出する可能性があるのは、相続預金の2割程度にとどまる。地域ブロック単位で見れば、地方圏でも、15→20年の5年間で個人預金残高の1.0%前後の流出超過になると試算され、相続に伴う個人預金残高の減少は意外と軽微である。

しかし、信金・信組等の営業エリアが狭い地域金融機関にとっては、営業エリア外で子

供が暮らす割合が高く、流出する預金の割合はかなり高くなると見込まれる。営業エリアが狭域で、人口減少が著しい地域に立地する金融機関は、預金の減少等で先行き単独で営業を継続させることが困難になるおそれは否定できない。

親の財産を相続する年齢は60～70歳代が多く、老老相続で遺産が高齢者間で循環している。父の死亡後に母の世話などで同居や近居に踏み切るリタイアした子供が一定規模で存在しており、今後、このような世帯に生前贈与や信託等の商品提供、高齢の母やその子供の生活を支援するサービスの実施等で預金や取引関係をつなぎ止める必要がある。また、県内外の他の金融機関や他業態と地域間・業態間連携を図ることでシームレスな金融サービスを提供し、顧客利便性の向上を図るなど、戦略的な提携で預金を囲い込むことも重要である。

図表19 死亡数・死亡率と出生数の実績値と将来推計値（全国）

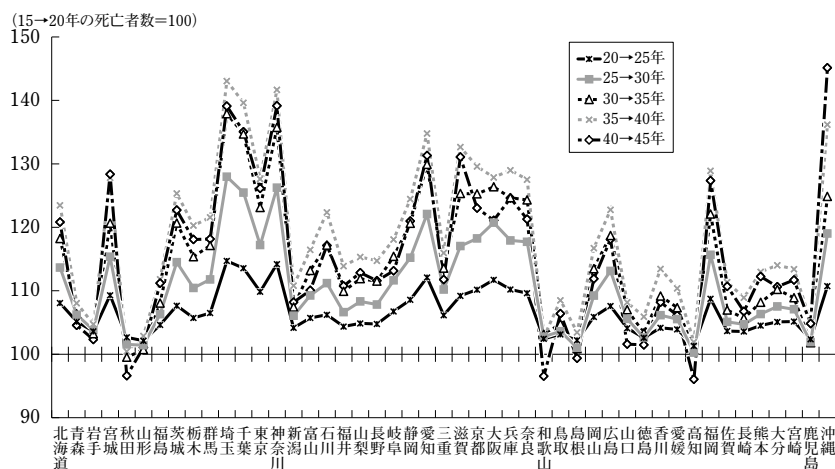


(備考) 国立社会保障・人口問題研究所『日本の将来推計人口』、厚生労働省『人口動態調査』より信金中央金庫 地域・中小企業研究所が作成

先行きは、死亡者数（全国）が18年の年間136万人（推計値）から40年には同167万人に増加し、特に大都市圏で死亡者数が大幅に拡大することが見込まれる（図表20）。大都市圏から地方圏への相続預金のシフトも一定規模で生じているため、大都市圏の死亡者数の増加は、地方圏に流入する預金量を増や

す可能性がある。この大都市圏から地方圏への流入が、地方圏の相続預金の流出による預金残高の減少を一部減殺する効果が見込める。一方、大都市圏では、金融機関の業態間や個別金融機関との間で死亡者数の増加に伴う相続預金の移動が活発化するため、預金の定着率の向上や安定的な確保が重要な課題に

図表20 都道府県別の死亡数の将来推計値（15→20年=100）



(備考) 1. 『日本の地域別将来推計人口』を基に算出した。15→20年の5年間の死亡数=100
 2. 国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口』より信金中央金庫 地域・中小企業研究所が算出、作成

なろう。大都市圏においても、親の死亡に際して事前に対応できるような生前贈与や信託の活用、相続事務サービスや資産管理・運用

サービス等の提供・拡充などの一層の対応強化が求められる。

〈参考文献〉

- ・厚生労働省『平成29年簡易生命表』『人口動態調査』『第22回生命表』『賃金構造基本統計調査』『平成27年都道府県別生命表』
- ・国立社会保障・人口問題研究所（2017）『第8回人口移動調査』
- ・国立社会保障・人口問題研究所（2018）『日本の地域別将来推計人口（2018年推計）』
- ・総務省統計局『国勢調査』『平成26年全国消費実態調査』